

鹿児島県児童生徒対外運動競技の基準

昭和50年2月17日
最終改正 平成30年12月7日

I 学校教育活動としての対外運動競技

1 運動競技の行われる地域の範囲及び参加回数

- (1) 小学校においては、原則対外運動競技は行わないものとする。ただし、同一市町村の範囲で行われるもので鹿児島県教育委員会が適当と認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 中学校の対外運動競技の行われる地域の範囲は、県内を原則とし、この場合における参加回数は、各競技について年1回程度とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 県地区対抗女子駅伝競走大会に参加する場合

イ 九州ブロック大会までの範囲で行われる対外運動競技で鹿児島県教育委員会が適当と認めたものについて各競技ごとに参加回数を年1回程度とする場合

ウ 全国中学校体育大会及び国民体育大会に参加する場合

- (3) 高等学校の対外運動競技の行われる地域の範囲は、県内を原則とし、この場合における参加回数は、各競技について年2回程度とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 県民体育大会、県下一周市郡対抗駅伝競走大会及び県地区対抗女子駅伝競走大会に参加する場合

イ 九州ブロック大会までの範囲で行われる対外運動競技で鹿児島県教育委員会が適当と認めたものについて各競技ごとに参加回数を年1回程度とする場合

ウ 全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球大会、全国高等学校定時制通信制体育大会及び国民体育大会に参加する場合

2 主催者

対外運動競技の主催者は、小学校においては、教育機関又は小学校体育連盟、中学校においては、教育機関又は中学校体育連盟、高等学校においては、教育機関、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟又は高等学校定時制通信制教育振興会とする。

(注) 主催者とは、実質的に運営する一つの機関又は団体であって共同主催でないものをいう。ただし、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球大会及び全国高等学校定時制通信制体育大会はこの限りでない。

3 その他

- (1) 対外運動競技は、生徒の心身の発達等に応じたものでなくてはならない。
- (2) 対外運動競技に参加する者については、本人の意志、健康、学業等を十分考慮しなければならない。
- (3) 対外運動競技に参加する者については、健康診断を受けさせておかなければならない。

II 学校教育活動以外の運動競技（学校名を使用するもの）

県における運動競技会に関する事項

1 主催者

主催者は、競技団体とする。ただし、必要な場合は共同主催者に適当な機関又は団体を加えることができる。

なお、後援者としては、関係教育委員会、関係学校体育団体が加わることが望ましい。

2 運動競技会の規模、回数、日程等

運動競技会の規模、回数、日程等は次の各号によるものとし、主催者は、当該学年度開始前（変更する場合はその都度）に鹿児島県教育委員会に届け出るものとする。ただし、これに沿わない場合はあらかじめ鹿児島県教育委員会に協議するものとする。

(1) 運動競技会の規模は、当該主催者が管轄する地域の範囲を超えないものとする。

(2) 運動競技会の開催は、原則として各競技につき次の回数までとする。ただし、国民体育大会の予選についてはこの限りではない。

区 分	回 数
小 学 校	年 1 回以内
中 学 校	年 2 回以内
高 等 学 校	年 2 回以内

(3) 運動競技会は、原則授業に支障のない休業日に行うこととし、日程は次のとおりとする。

区 分	日 程
小 学 校	1 日以内
中 学 校	2 日以内
高 等 学 校	3 日以内

3 運動競技会に参加する児童生徒の健康管理、事故防止

(1) 児童生徒の運動競技会への参加回数は過度にならないよう配慮しなければならない。

(2) 主催者は、児童生徒の健康管理等に十分配慮しなければならない。

(3) 主催者は、競技会場の施設・設備の点検や競技会における熱中症等の安全対策に十分配慮しなければならない。

(4) 参加者については、健康診断を受けさせておき、参加については保護者の同意を得るものとする。

4 運動競技会の運営

運動競技会の運営の責任は、主催者が負うものとする。

5 運動競技会に要する経費

(1) 運動競技会は簡素を旨とし、参加者に過重の負担にならないようにするものとする。

(2) 運動競技会の運営に要する経費は、主催者が負担することを原則とする。

6 運動競技会における表彰

表彰は、児童生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な賞品は授与しないものとする。

○児童生徒の対外運動競技等における安全対策について（通知）

昭和58年4月7日 鹿教保第24号
各市町村教育委員会教育長、各県立学校長、各教育
事務所（局）長あて 鹿児島県教育委員会教育長

体育・スポーツ活動における安全対策については、かねてから御配慮いただいているところですが、依然として学校管理下における事故、特に対外運動競技及び運動部活動において、しばしば事故が発生していることは誠に遺憾であります。

児童生徒の体育活動における事故防止については、「児童生徒の体育活動における事故防止について」（昭和54年4月26日付け、鹿教保第78号）及び「中学校・高等学校における運動部の事故防止について（昭和56年5月2日付け、鹿教保第104号）」の通知をもって指導してきたところではありますが、児童生徒の対外運動競技及び運動部活動における安全対策について、さらに万全を期する必要があります。

ついては、さきに通知した体育活動・運動部活動における事故防止の留意事項を再度確認し、さらに下記の事項に留意の上、児童生徒を対外運動競技・練習会等に参加させる場合の安全対策に万全の措置を講ずるよう御配慮願います。

また、このことについては、県体育協会、各競技団体、県小・中高等学校体育連盟、スポーツ少年団鹿児島県本部、県高等学校野球連盟、日本少年野球連盟九州南九州支部ボーイズリーグに対し、別添写しのとおり依頼しました。

なお、市町村教育委員会教育長にあっては、管下学校に対しこの通知の周知徹底が図られるよう願います。

記

児童生徒を競技会・練習会等に参加させる場合の留意事項

1 共通事項

- (1) 児童生徒に健康管理・事故防止についての指導を徹底し、日常生活において自他の生命の尊重をする態度を育てること。
- (2) 健康管理の把握は、事故発生に直接かわるものであり、事前の健康観察、健康診断を重視し、さらに活動中における個々の児童生徒について、異常の有無を把握できる体制を整えること。
- (3) 保護者の同意書、承諾書等を、必ず提出させること。
- (4) 中・高等学校1年生の部活動、競技会参加、練習会参加等については、心身の発育・発達段階、技能習得の程度等を十分配慮すること。

2 競技会等

- (1) 大会要項等に規定された参加資格、参加条件を厳守し、特に参加資格については、個々の児童生徒に当たって万全を期すること。
- (2) 競技種目によっては、個人の出場回数を検討し、無理がないよう配慮すること。
- (3) 主催団体等との連携を密にし、引率者を明確にすること。

3 練習会等

- (1) 児童生徒の心身の発達・発育段階、体力・技能の程度、練習経験及び心理状態等についての的確に把握し、その実態に応じた指導に徹すること。
- (2) 指導組織を明確にし、常に指導者の指導管理のもとに練習させること。
- (3) 児童生徒の実態及び施設・用具等を考慮した適切な練習計画を作成すること。

○児童生徒が参加する各種競技会・練習会等における安全対策について (依頼)

昭和58年4月7日 鹿教保第25号

(財)県体育協会会長、各競技団体の長、県小・中・高等学校体育連盟会長、
スポーツ少年団鹿児島県本部長、県高等学校野球連盟会長、日本少年野球
連盟九州南部支部ボーイズリーグの長あて 鹿児島県教育委員会教育長

本県児童生徒の体力・健康づくり及び競技力の向上等につきましては、かねてから積極的な御指導御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、児童生徒のスポーツ活動における安全対策については、機会あるごとをお願いしてきたところでありますが、依然として事故が発生しておりますことは、誠に遺憾なことであります。

県教育委員会では、別添写しのとおり「児童生徒の対外試合運動競技会等における安全対策」について各市町村教育委員会、県立学校、教育事務所(局)等に対し通知したところではありますが、特に児童生徒の健康管理、安全管理及び施設設備の点検並びに競技会等の運営についてなお一層十分な安全対策を講ずる必要があります。

ついては、児童生徒が参加する各種競技会・練習会等について、別添の通知を参考にされ、下記のことに御留意いただき児童生徒の安全に万全の対策を講じられるよう御協力をお願いします。

なお、貴団体の加盟団体、専門部、下部組織、単位団体等への御指導もよろしくお願いします。

記

1 競技会等における安全管理

- (1) 児童生徒の個々の能力やチームを十分に考慮して競技会等への出場や出場回数等を決定すること。
- (2) 学校との連携を密にし、引率者を明確にすること。
- (3) 事前に健康診断書を提出させるなどして参加者の健康状態に留意すること。なお、保護者の同意書・承諾書等を、必ず提出させること。
- (4) 大会要項等に規定されている参加資格、参加条件、運営方法等について再検討すること。
- (5) 競技規則等を遵守するとともに、反則及び乱暴な行為等には、厳しく対処すること。
- (6) 競技中における競技者の心身の健康状態を常に察知するよう努めること。
- (7) 救護体制を整え、特に危険度の高い競技種目は、危険予測事項を明確にし、それに伴う回避措置を講じ、必要に応じ医師、看護婦等を配置すること。
- (8) 競技会の規模、日程等が児童生徒の心身の発達から見て、無理のないように計画すること。
- (9) 競技種目に適した時期を考慮すること。
- (10) 事故発生時の措置については、敏速、適切に対処すること。

2 練習会等における安全管理

- (1) 常に指導者の指導のもと、適切な年間の目標・練習計画に基づいて実施するとともに、生活全般にわたる指導管理を行うこと。
- (2) 体力、技能、健康状態、経験等を十分に考慮し、個に応じた指導をすること。
- (3) 短時間に効率的な練習を行い、過労に陥らないように配慮すること。
- (4) 競技に適した服装を整えさせること。
- (5) 児童生徒に対して、安全についての理解を深め、習慣化されるよう指導すること。

3 施設・設備・用具等の安全管理

- (1) 使用前後の安全点検の結果により，使用禁止，修理，配置換えなどの措置をとること。
- (2) 使用中の状態を見て，異常の有無に注意すること。
- (3) 移動式の器具については，移動の際の取り扱い，固定のしかた，配置，方向等について留意すること。
- (4) 屋内施設の照明，換気等について配慮すること。
- (5) 日常，臨時の安全点検を行い，潜在する危険因子の早期発見に努めること。

4 その他

- (1) 「体育施設・設備等の安全点検のチェックポイント」を参照のこと。
- (2) 「運動部活動の安全指導の手引き」を参照のこと。

○中学校、高等学校の課外活動における運動部の充実について（通知）

昭和52年4月5日 鹿教保第11号
各市町村教育委員会教育長、各県立学校長あて
県教育委員会教育長

中学校、高等学校の課外活動における運動部は、各種運動の練習等を通して、生徒の自発的な活動を助長し、各人の個性や技能の伸長及び心身の健全な発育を促すとともに進んで規律を守り、互いに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むのに必要な態度を機会として、大切な役割を果たすものであります。

ことに、この活動を学校教育活動として、より多くの生徒が進んで運動を実践し、運動に親しめるように一層の工夫をこらし、生徒が生涯を通じて運動を実践する態度や能力を養うよう適正な運営・指導を行うことは極めて必要なことです。

本県における運動部活動はほとんどすべての中学校、高等学校で実施されており、学校の実情に応じた運営・指導のもとに取り組まれているところではありますが、このほど、中学校、高等学校における運動部活動の実施状況調査の結果を別添のとおりまとめました。

その結果、指導がよく行き届いているところがみられるなかで、なお学校によっては、生徒の部活動への参加のさせ方、部活動の運営組織の確立、部活動の運営計画の作成、部活動の指導・管理のしかたなどについて検討されるべき幾多の問題が残されております。

貴職におかれては、この資料を参考にし、特に下記事項に留意して、一層の成果があがるように御配慮願います。

なお、市町村教育委員会教育長にあっては、管下の中学校に対し、この趣旨の周知徹底方について、よろしくお取り計らい願います。

記

1 生徒の部活動参加について

- (1) 運動部の活動は学校教育の重要な場であるので、多くの生徒に運動を経験させるとともに、部活動に参加する生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をすること。
- (2) 特に、運動部活動への参加の少ない学校にあっては、学校の諸条件の許す限り、多くの生徒が運動に親しめるよう実施の仕方等に工夫をこらすこと。

2 運動部活動における運営組織の確立について

- (1) 学校長をはじめ、運動部長などの運動部の責任者、生徒指導部、保健部の関係教員及び各顧問教員などによる指導組織を確立し、関係教員全員が相互の連携を密にし、協力して指導の徹底を図るようにすること。
- (2) 運動部活動の運営委員会（顧問会議等）、生徒運動部委員会（キャプテン会議等）が組織されていない学校にあっては、速やかにそれらの組織を確立するように努めること。
- (3) 父母と顧問教員との連絡会等については、学校や地域社会の部活動に対する理解と協力を得るために必要であり、これの未組織の学校にあっては、父母と話し合っ生徒の安全の確保や生活指導の充実などについて対策をたて、適正に実施するように努めること。

3 運動部活動における運営計画の作成について

- (1) 運動部活動の指導は計画的に行うことが必要であり、各部の活動計画の基本となる学校全体の運営・指導の年間計画を作成し、実施の適正化を図ること。

- (2) 各部の具体的な活動計画については、年間における活動計画の作成とともに、学期、月、週ごとの活動計画を、生徒と担当顧問教員とが話し合って作成し、毎日の指導に役立てるとともに、活動の実態が十分掌握できるようにすること。
 - (3) 施設・設備の整備拡充を図るとともに、これらの正しい使用方法及び練習場の使用計画、練習上のルール・マナー等について、事前に運営委員会、生徒運動部委員会、生徒の組織等で十分話し合い、正しいとりきめをしていくようにすること。
- 4 運動部活動の指導・管理について
- (1) 各部の顧問教員は、それぞれ担当部の活動全体を掌握して、適切に指導に努めること。
 - (2) 活動の指導に当たっては、ひとりひとりの生徒について運動経験の度合い、技能の習熟度など十分は握するとともに、各人に活動目標をもたせ、発達段階に応じた内容や方法を工夫し、楽しいふんい気の中で充実した活動が展開されるよう配慮すること。
 - (3) 運動部の練習に当たっては、生徒の健康管理や学業等に十分留意するとともに、望ましい人間関係の育成に努め、できるだけ短時間に練習効果をあげるよう指導すること。この場合、学級（ホームルーム）担任教員や父母とも十分連絡を保つよう配慮すること。
 - (4) 生徒が運動部に入部し、あるいは退部する場合は、各部担当教員は本人の意志、健康状態などを十分考慮し、学級（ホームルーム）担当教員や父母とも相談して、適切な措置と指導をすること。
 - (5) 運動部が使用する施設・設備、特に部室等については、衛生・安全管理面に特別な配慮をし、各部顧問教員はもとより、生徒指導部、保健部、その他の関係教員等が連絡し合って適切な指導を行うこと。

○中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について（通知）

平成 19 年 9 月 6 日鹿教保第 297 号
各市町村教育委員会教育長、各県立学校長、各教育
事務所（支所）長あて、鹿児島県教育委員会教育長

このことについては、「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成 7 年 4 月 20 日付け 鹿教保第 95 号）において、生徒引率における安全対策等を通知しておりますが、最近、このことの徹底が図られていない事例が見受けられ、生徒の安全対策上極めて憂慮する事態が生じています。

ついては、全職員に対し、今一度この通知の趣旨を徹底するとともに、特に、下記事項についての指導を徹底してください。

記

- 1 対外運動競技等の参加は、原則として公共交通機関を利用すること。
- 2 学校長は、止むを得ず顧問等が、自家用車、レンタカーなどを使用しなければならない場合は、必ず事前承認を行うこととし、次の事項を徹底すること。
 - (1) 交通法令を守ること。
 - (2) 安全運転に細心の注意をはらうこと。
 - (3) 使用車両の保険契約状況や運行時間・距離などを把握し、必要な安全指導を行うこと。
- 3 部活動顧問が、保護者や部活動関係者等の車を借り上げて運転し、生徒を同乗させることがないようにすること。

〔参考〕

- ・ 関係写し別添（省略）

○中学校・高等学校における運動部の事故防止について（通知）

昭和56年5月2日 鹿教保第104号
各市町村教育委員会教育長，各県立学校長，各教育
事務所（局）長あて 鹿児島県教育委員会教育長

学校における運動部活動は，特別活動（各教科以外の教育活動）に関連の深い教育活動の重要な場であり，学校管理下で計画し，実施されるものであります。

したがって，運動部の運営は，単に生徒の自主的活動に放任されることなく，学校教育の一部として適切な指導を行う必要があります。ところが，指導・管理が適切でない場合は，不慮の事故を招きやすく，本年度に入ってから既に生命にかかわる事故が発生しており，まことに遺憾であります。

ついては，昭和54年4月26日付け鹿教保第78号「児童生徒の体育活動における事故防止について」の通知をふまえ，さらに，別紙「運動部活動における事故防止の配慮事項」を参考にして各学校における指導・管理のあり方を再検討し，事故防止に万全の措置を期されるよう御配慮ください。

なお，市町村教育委員会教育長にあたっては，管下の学校に対し，この通知の趣旨徹底を図られるようお願いいたします。

（別紙）

運動部活動における事故防止の配慮事項

学校における運動部活動は，心身ともに健全な生徒の育成に極めて有意義な教育活動の機会であり，今回の学習指導要領の改訂においては中学校・高等学校学習指導要領に位置づけられるに至っている。

しかしながら，指導，管理が適切でない場合は，不慮の事故を招く恐れがある。

今一度，運動部の管理・指導について，下記事項を参考にして再検討し，教育活動として適切な指導が行われるよう配慮する必要がある。

記

1 運動部の運営・管理規定の作成

各学校における教育方針に基づく運動部の活動が安全かつ活発に行われるよう次の事項等を配慮して運営・管理規定を作成すること。

- ア 指導組織の確立と機能化（顧問教員の適正配置・顧問会議）
- イ 学校規模と運動部設置数の適正化
- ウ 事故防止対策（安全管理・指導計画）
- エ 活動計画（活動内容・活動時間等）
- オ 関係機関，団体等の協力
- カ 保護者の理解，協力

2 一般的な留意事項

- (1) 校長をはじめ，教頭，運動部担当責任者，体育担当教員，各部顧問教員等による指導組織を確立し，指導の徹底を図ること。このため，顧問教員は部活動開始前に決定しておくこと。
- (2) 顧問教員は，直接担当部の指導に当たるように努めるとともに学校関係者と部員生徒間の協力体制を整え，活動の実態をは握し事故防止に努めること。

なお，登山，ラグビー，柔道，体操，サッカー，空手，野球，水泳等特に危険を伴うような種目については，活動の場所，内容，人員や施設，設備，用具，及び装備並びに気象等について確認，点検を行うとともに，危険予測事項を明確にし，それに伴う回避措置を講ずること。

- (3) 教職員の勤務時間外における生徒の活動については、指導、管理体制を明確にしておくこと。
- (4) 対外競技等については、学校の教育計画に基づいて参加させるものとし、生徒の参加方法や引率者を明確にするなど安全確保に努めること。
- (5) 部員の健康管理については、予め、所属する部の活動に支障のある疾患や部員の平素の健康状態、体力、技能等について十分は握し、それに基づいて適切な指導を行うこと。

特に、新入部員については、小・中学校から送付された「健康診断票」や面接などにより生徒の健康や疾病等について明確には握しておくこと。

3 日常の部活動における留意事項

- (1) 顧問教員の指導のもとに適切な活動計画を作成するとともに活動前や活動後の届出は必ず行うよう指導を徹底すること。
- (2) 活動前には、部員相互及び顧問教員による健康診断や施設、用具の安全点検等を行うことはもちろん、安全な練習法についても確認しておくこと。
- (3) 顧問教員が活動の場に参加できない場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の顧問教員に監督を依頼するとか、活動の内容や方法、日程等について詳細に指示するなどの適切な措置を講じておくこと。
- (4) 部員間の人間関係については、常にこれをは握して指導にあたり、望ましいふんいきづくりに努めること。
- (5) 格技及び闘技においては、特に礼儀を重んじ、相互に敬愛の念をもち、礼に始まって礼に終わる基本的しつけを徹底し、相手を尊重する態度を育成すること。
- (6) 運動部の運営が対外競技における勝利のみを目的とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が下級生に能力を超えた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分指導すること。

4 校外で部活動を行う場合の留意事項

- (1) 学校は、必要に応じて実施踏査を行い現地の状況（気象、地形、施設、附帯設備）を調査するとともに地元関係機関、団体等の指導を得たうえで適、否の判断を行うこと。
- (2) 顧問教員は、現地の状況や練習に当たって必要な装備、当面する危険等について周知徹底させておくこと。
- (3) 活動の場所、日程、内容等について学校長はもちろん必要に応じて家庭、地元関係機関等に連絡しておくこと。

5 合宿練習を行う場合の留意事項

- (1) 合宿練習を行う場合は、適切な練習計画をたてるとともに、生活全般にわたる指導、監督を行い、好ましくない遊びや集団非行等が生じないよう留意すること。
- (2) 合宿生活全体のバランスを考慮し、練習時間や練習量が過度にならないよう配慮すること。
- (3) 外部（卒業生等）の者に指導を依頼する場合は指導区分を明確にしておくこと。

6 事故発生時の対応策

- (1) 事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応できるよう組織や方法を明確にし、教職員に周知徹底しておくこと。

救急処置体制、医療機関、保護者、教育委員会への連絡、関係機関、団体地域等への協力要請、対策本部の設置、外部への対応

- (2) 事故が発生した場合は、人命救助を第一とし、予め準備された計画に従って対応するとともに二次災害の防止に努めること。

附属学校を置く各国立大学長
各 都 道 府 県 知 事
殿各都道府県教育委員会教育長

文部省体育局長
工 藤 智 規

中学校及び高等学校における運動部活動について（通知）

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校，高等学校における運動部の指導について」（昭和32年5月16日付け文初中第275号文部省初等中等教育局長通知）及び「中学校，高等学校における運動クラブの指導について」（昭和43年11月8日付け文体体第223号文部省体育局長通知）をもって，適切な指導をお願いしてきたところです。

さて，運動部活動に関しては，保健体育審議会答申（平成9年9月22日）において，別紙のとおり
の指摘がなされていますが，文部省では，平成7年度から，学識経験者等による「中学生・高校生の
スポーツ活動に関する調査研究協力者会議」を開催し，このたび，別添のとおり，「運動部活動の在
り方に関する調査研究報告書」が取りまとめられました。

については，保健体育審議会答申やこの協力者会議の報告書を参考に，下記の事項に御留意の上，
中学校及び高等学校の運動部活動について，一層適切な指導が行われるようお願いします。

記

- 1 運動部活動の意義が十分発揮されるよう，生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。また，運動部活動への参加が強制にわたることのないようにすること。
- 2 スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活を確保する観点から，学校週5日制の趣旨も踏まえて休養日を適切に設定するとともに，練習時間を適切なものとするよう留意すること。また，学校が必要に応じてスポーツ医・科学等に関する情報を活用することができるよう，情報提供等に努めること。
- 3 生徒の多様なスポーツニーズにこたえ，保護者や地域に開かれた運動部活動とする観点から，学校が必要に応じて外部指導者に協力を求めることができるよう所要の条件整備に努めることや，
地
域の実態に応じて保護者や地域住民との意見交換を行ったり，地域のスポーツクラブ等との交流を
図ること等に留意すること。

鹿教保第349号
平成25年1月16日
(教職員課扱い)
(保健体育課扱い)

各県立学校長
各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

運動部活動の適切な運営について（通知）

平成24年12月23日、大阪市立高等学校において、運動部活動に関する重大な事案が発生しました。

運動部活動の適切な運営については、機会あるごとに、周知徹底を図ってきたところであり、また、服務規律の厳正確保についても「学校職員の服務規律の厳正確保と校務処理の改善等について」（平成24年4月11日付け鹿教保第14号県教育委員会教育長通知）の中で、体罰の禁止について、指導の徹底をお願いしたところです。

今回の事案を受け、各学校におかれましては、平成22年2月に本県で作成し、各学校へ配布した「運動部活動指導の手引」（改訂版）の内容を再度、周知徹底するとともに、特に下記の事項に留意し、運動部活動の適切な運営等に努めるようお願いします。

記

- 1 生徒への指導に当たり、体罰は、いかなる場合にも行ってはならないものであることを改めて全職員に指導し、徹底を図ること。
- 2 運動部活動は、あくまでも教育活動の一環として行われるものであり、その意義や目的は、健全な心身の育成や、望ましい人間関係を醸成することなどにあることを十分理解し、勝利至上主義に陥ることなく、運動部活動の楽しさを味わわせるように心がけるとともに、いやしくも体罰等に頼った指導がなされることのないよう指導の徹底を図ること。また、管理職は校内を巡回するなど、自ら日常的に運動部等の活動状況を十分に把握するよう努めること。
- 3 生徒、保護者からの相談や外部からの情報提供等については、誠意ある対応に努めるなど、適正な運動部活動が実践されるよう最善を尽くすこと。

〈参考〉

- ・ 「中学校、高等学校の課外活動における運動部の充実について」（昭和52年4月5日付け鹿教保第11号県教育委員会教育長通知）
- ・ 「中学校・高等学校における運動部の事故防止について」（昭和56年5月2日付け鹿教保第104号県教育委員会教育長通知）
- ・ 「運動部活動指導の手引」（改訂版）
(<http://www.pref.kagoshima.jp/ba06/kyoiku-bunka/sports/school/bukatudoutebiki.html>)

各県立学校長
各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

運動部活動の適切な運営について（通知）

このことについては、「運動部活動の適切な運営について」（平成25年1月16日付け鹿教保第349号）において、「運動部活動指導の手引」（改訂版）の内容を周知徹底するなど、機会あるごとをお願いしているところではありますが、依然として不適切な指導等の事例が発生しております。

ついては、5月19日に開催された不祥事根絶委員会を受けて、再度、全職員に対し、特に下記の事項に留意し、運動部活動の適切な運営等に努めるよう指導を徹底してください。

記

- 1 校長のリーダーシップのもと、学校全体で運動部活動の目標、指導の在り方を検討し、教育活動の一環としての基本方針、基本計画の策定及び支援体制の確立を図ること。
- 2 指導に当たっては、生徒の人権に十分配慮するとともに、体罰はいかなる場合にも行ってはならないものであり、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であることを改めて全職員に対して指導を徹底し、生徒、保護者等からの相談体制の充実を図ること。
- 3 勝利至上主義に陥ることなく、運動部活動の楽しさを味わわせるように心がけるとともに、科学的根拠に乏しい、指導者の経験のみに基づいた指導がなされることのないよう指導の徹底を図ること。また、管理職は校内を巡回するなど、自ら日常的に運動部等の活動状況を十分に把握するよう努めること。
- 4 生徒の自主的、自発的な運営に努め、保護者との連携を密に行うとともに、生徒の健康状態を十分把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努めること。
- 5 年間計画作成時に、生徒や教職員の負担過重にならないよう、大会スケジュールや学校、地域の実情に即した適切な練習日及び時間を計画し、休養日については、原則、週当たり1日以上設定すること。
- 6 就学が指定された中学校の変更については、勝利至上を目的とした区域外就学及びスポーツクラブの活動拠点等を理由とした変更は、義務教育における学校の教育活動の一環として実施する部活動の趣旨にそぐわないことから、本来の意義や目的に則って各市町村教育委員会で定めた区域外就学等の制度の運用を適正に行うこと。
(※ 6については、各教育委員会教育長宛て通知文のみ記載)

〈参考〉

- ・ 「中学校、高等学校の課外活動における運動部の充実について」（昭和52年4月5日付け鹿教保第11号 県教育委員会教育長通知）
- ・ 「中学校・高等学校における運動部の事故防止について」（昭和56年5月2日付け鹿教保第104号 県教育委員会教育長通知）
- ・ 「運動部活動の適切な運営について」（平成25年1月16日付け鹿教保第349号 県教育委員会教育長通知）
- ・ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月19日付け鹿教義第772号 県教育委員会教育長通知）
- ・ 「運動部活動指導の手引」（改訂版）（平成22年2月鹿児島県教育委員会）

事 務 連 絡
平成29年1月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）

本日、福岡県の小学校において、体育の授業中、ハンドボールのゴールに児童がぶら下がり、ゴールが転倒したために児童が死亡するという事故の報告がありました。

本事故については詳細を確認中ですが、改めて、教職員、児童生徒その他の関係者に対して事故防止に必要な安全指導を徹底されるとともに、施設設備等の点検など事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。その際、別添の資料を参考とし、転倒防止のための配慮や破損の有無の確認などに留意願います。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室指導係 電話：03-5253-4111 内線（2674）

ハンドボール等のゴールの取扱いについて

「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）

【主な記載内容】

- ・移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりする等、転倒防止のため配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月改訂）

【主な記載内容】

- ・サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）

【主な記載内容】

- ・体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。
- ・最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。